

学校法人トヨタ整備学園 内部統制システム整備の基本方針

学校法人トヨタ整備学園（以下法人という）は、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること、並びに法人及び学校業務の適正が確保されること目的とした体制整備に関し、基本方針を以下の通り制定した。

1. 経営に関する管理体制

- 1.1. 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- 1.2. 寄附行為並びに関連する規程に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- 1.3. 「職務権限規程」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- 1.4. 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- 1.5. 理事会、評議員会等の重要会議の議事録、その他理事の職務執行に係る情報については「寄附行為及び文書管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- 1.6. 法人本部に各部署から独立した内部監査室を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する本部及び各設置校の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. リスク管理に関する体制

- 2.1. リスク管理に関し、体制及び「危機管理規程」を整備し、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にする。
- 2.2. 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護に関する規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- 2.3. 事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- 2.4. リスクの統括管理については、内部監査室が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び理事会に報告する。
- 2.5. 本法人の経営に重大な影響を及ぼす恐れのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- 2.6. 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程・計画等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- 2.7. 理事会は、業務執行に関するリスクを明確化し、適宜見直すとともに、危機管理体制についても見直しを行う。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- 3.1. 理事及び職員が法令・寄附行為及び本法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、「コンプライアンスに関する基本規程」を定める。
- 3.2. 法人のすべての役員・職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役員・職員への教育及び啓発活動を継続的に実施し、周知徹底を図る。
- 3.3. 法人の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を構築する。通報窓口又は監事に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- 3.4. 内部監査室は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事長に報告する。理事長は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- 3.5. 法令・寄附行為違反等の行為が発見された場合には、「コンプライアンスに関する規程」に従って、理事会において迅速に状況を把握するとともに、場合によっては外部専門家と協力しながら適正に対応する。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）
 - 4.1. 監事は、寄附行為第 28 条および監事監査規程の定め通りに、公平不偏の立場で監事監査を行う。
5. 本方針の改廃
本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。